

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による 環境協力の一層の深化に関する覚書

日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部（以下「双方」という。）は、1994年3月に署名された「環境の保護の分野における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」、2007年4月に署名された「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」、2007年12月に発表された「日本国政府と中華人民共和国政府との環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」及び2008年5月に発表された「日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表」に基づき、双方の協力を更に深化することについて、以下の共通認識に達した。

- 一、双方は、日中韓三カ国環境大臣会合において一致した最新の優先分野に基づき、協力を一層強化するものとする。
- 二、双方は、各種の国際会議などをプラットフォームとして利用し、日中環境閣僚級による政策対話と交流を促進する。
- 三、双方は、両国の環境協力における窓口又は架け橋として、地球環境戦略研究機関、国立環境研究所、日中友好環境保全センター及び中国環境科学研究院の役割をより一層発揮させ、両国の環境保護技術の移転及び協力のプラットフォームとし、先進的環境技術の移転及び研究開発協力を推進する。
- 四、双方は、両国の政府、学界、産業界及び民間部門が、両国の技術交流及び協力を積極的に参加することを奨励する。
- 五、本覚書は、署名の日から実施する。双方が廃止することを共同で決めた場合を除き、本覚書は持続的な役割を果たす。
- 六、この覚書は、2009年6月14日に北京で署名され、日本語及び中国語によりそれぞれ二通を作成した。

日本国環境省
斉藤鉄夫

中華人民共和国環境保護部
周生賢